

令和8年度の申請を受け付けます!

※令和7年度(～令和8年3月)の申請もまだ受け付けています。

# 「就学援助制度」って?

就学援助制度は、こどもたちが安心して学校に通えるように、  
給食費などの費用を松江市が援助する制度です。

## Q. どんな人が就学援助制度を受けることができるの?

- ・児童扶養手当を受給している
- ・生活保護が停止又は廃止になった
- ・市町村民税が非課税・減免になった
- ・個人事業税・固定資産税が減免になった
- ・国民年金保険料が減免・徴収が猶予になった
- ・生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ・収入が少なくなったり、連帯債務による借入金の返済があり経済的に困難



※対象になるかどうかわからないときは、まず申請していただくことをおすすめします。

## Q. どんなものが援助されるの?

- ・入学準備金(新小学・中学1年生のみ)
- ・学用品、通学用品費
- ・給食費
- ・修学旅行費
- ・校外活動費
- ・オンライン学習通信費 など



## Q. どうやって申請するの?

お子さんが在籍している小・中学校で手続きができます。分からないことがある場合は、申請を希望される場合は、在籍している学校の事務職員までご連絡ください。  
**提出締切：12月22日(月)**

### 【お問い合わせ先】

宍道中学校 担当：今岡 (☎ 66-0854)  
宍道小学校 担当：岡本 (☎ 66-0352)  
来待小学校 担当：糸賀 (☎ 66-0051)